

公的研究費に係る不正行為に関与した業者に対する取引停止等の取扱要領

2009年11月1日 最高管理責任者

(目的)

第1条 この要領は、白梅学園大学・白梅学園短期大学「研究費の運営・管理に関する規程」第13条の規定に基づき、研究費にかかる不正行為に関与した業者に対する取引停止その他の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「研究費」とは、科学研究費補助金等の公的資金をいう。
- (2) 「取引停止」とは、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における業者の排除をいう。
- (3) 「契約執行者」とは、研究者等及びその委任を受けて契約を締結する者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 最高管理責任者は、物品購入契約に係る取引等において不正行為が行われ、かつ、その不正行為に業者が関与したと認められる場合、情状に応じて期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。
2 最高管理責任者は、取引停止を行った場合、当該業者に速やかに通知するものとする。
3 取引停止の期間は、3ヶ月以上2年以下とする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、再度不正行為に業者が関与したと認められた場合における取引停止の期間は、6ヶ月以上2年以下とする。
2 前項のうち、取引停止の期間中に不正行為に業者が関与したと認められた場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
3 最高管理責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

(指名等の取消し等)

第5条 契約執行者は、すでに指名競争入札の指名を行った業者に対し取引停止が行われた場合、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 契約執行者は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 最高管理責任者は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、不正行為に関与した業者に対する取扱に必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この要領は、2009年11月1日から施行する。